

亀山市公告第27号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定による犬・猫の引取り及び同法第36条第2項の規定による負傷動物の収容について通知があったので、次のとおり公告する。

令和7年4月24日

亀山市長 櫻井 義之

1 収容した動物の種類等

種類	毛色	性別	体格	年齢
猫（雑種）	茶トラ 短毛	雄	中	91日以上

2 収容した日

令和7年4月21日

3 保護した場所

亀山市関町

4 抑留期限

令和7年4月25日

5 連絡先

亀山市産業環境部環境課環境創造グループ

（電話：0595-96-8095）

三重県鈴鹿保健所衛生指導課

（電話：059-382-8674）